

京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市規則第78号

京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表法別表第1 7の項に規定する事務の項中「別表第1 7の項」を「別表第1 8の項」に改め、同表法別表第1 8の項に規定する事務の項中「別表第1 8の項」を「別表第1 9の項」に改め、同表法別表第1 9の項に規定する事務の項中「別表第1 9の項」を「別表第1 10の項」に改め、同表法別表第1 10の項に規定する事務の項中「別表第1 10の項」を「別表第1 14の項」に改め、同表法別表第1 12の項、14の項、34の項及び76の項並びに条例第3条第1項第1号ア及びカに規定する事務の項中「別表第1 12の項、14の項、34の項及び76の項」を「別表第1 21の項、22の項、51の項及び111の項」に改め、同表法別表第1 15の項及び条例第3条第1項第1号イに規定する事務の項中「別表第1 15の項」を「別表第1 23の項」に改め、同表法別表第1 16の項に規定する事務の項中「別表第1 16の項」を「別表第1 24の項」に改め、同表法別表第1 19の項、35の項及び61の2の項並びに条例第3条第1項第1号ウに規定する事務の項中「別表第1 19の項、35の項及び61の2の項」を「別表第1 27の項、52の項及び93の項」に改め、同表法別表第1 30の項に規定する事務の項中「別表第1 30の項」を「別表第1 44の項」に改め、同表法別表第1 31の項に規定する事務の項中「別表第1 31の項」を「別表第1 46の項」に改め、同表法別表第1 37の項に規定する事務の項中「別表第1 37の項」を「別表第1 56の項」に改め、同表法別表第1 41の項に規定する事務の項中「別表第1 41の項」を「別表第1 61の項」に改め、同表法別表第1 43の項に規定する事務の項中「別表第1 43の項」を「別表第1 63の項」に改め、同表法別表第1 44の項及び45

の項に規定する事務の項中「別表第1 44の項及び45の項」を「別表第1 64の項及び65の項」に改め、同表法別表第1 46の項に規定する事務の項中「別表第1 46の項」を「別表第1 66の項」に改め、同表法別表第1 47の項に規定する事務の項中「別表第1 47の項」を「別表第1 67の項」に改め、同表法別表第1 49の項に規定する事務の項中「別表第1 49の項」を「別表第1 70の項」に改め、同表法別表第1 56の項に規定する事務の項中「別表第1 56の項」を「別表第1 81の項」に改め、同表法別表第1 59の項に規定する事務の項中「別表第1 59の項」を「別表第1 85の項」に改め、同表法別表第1 63の項に規定する事務の項中「別表第1 63の項」を「別表第1 95の項」に改め、同表法別表第1 68の項に規定する事務の項中「別表第1 68の項」を「別表第1 100の項」に改め、同表法別表第1 70の項に規定する事務の項中「別表第1 70の項」を「別表第1 105の項」に改め、同表法別表第1 84の項に規定する事務の項中「別表第1 84の項」を「別表第1 117の項」に改め、同表法別表第1 93の2の項に規定する事務の項中「別表第1 93の2の項」を「別表第1 126の項」に改め、同表法別表第1 94の項に規定する事務の項中「別表第1 94の項」を「別表第1 127の項」に改め、同表法別表第1 95の項に規定する事務の項中「別表第1 95の項」を「別表第1 128の項」に改め、同表法別表第1 98の項に規定する事務の項中「別表第1 98の項」を「別表第1 131の項」に改め、同表条例第3条第1項第1号キに規定する事務の項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 介護保険給付関係情報

第2条 京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表法別表第1 8の項に規定する事務の項中「別表第1 8の項」を「別表8の項」に改め、同表法別表第1 9の項に規定する事務の項中「別表第1 9の項」を「別表9の項」に改め、同表法別表第1 10の項に規定する事務の項中「別表第1 10の項」を「別表10の項」に改め、同表法別表第1 14の項に規定する事務の項中「別表第1 14の項」を「別表14の項」に改め、同表法別表第1 21の項、22の項、51の項及び111の項並びに条例第3条第1項第1号ア及びカに規定する事務の項中「別表第1 21の項」を「別表21の項」に改め、同表法別表第1 23の項及び

条例第3条第1項第1号イに規定する事務の項中「別表第1 23の項」を「別表23の項」に改め、同表法別表第1 24の項に規定する事務の項中「別表第1 24の項」を「別表24の項」に改め、同表法別表第1 27の項、52の項及び93の項並びに条例第3条第1項第1号ウに規定する事務の項中「別表第1 27の項」を「別表27の項」に改め、同表法別表第1 44の項に規定する事務の項中「別表第1 44の項」を「別表44の項」に改め、同表法別表第1 46の項に規定する事務の項中「別表第1 46の項」を「別表46の項」に改め、同表法別表第1 56の項に規定する事務の項中「別表第1 56の項」を「別表56の項」に改め、同表法別表第1 61の項に規定する事務の項中「別表第1 61の項」を「別表61の項」に改め、同表法別表第1 63の項に規定する事務の項中「別表第1 63の項」を「別表63の項」に改め、同表法別表第1 64の項及び65の項に規定する事務の項中「別表第1 64の項」を「別表64の項」に改め、同表法別表第1 66の項に規定する事務の項中「別表第1 66の項」を「別表66の項」に改め、同表法別表第1 67の項に規定する事務の項中「別表第1 67の項」を「別表67の項」に改め、同表法別表第1 70の項に規定する事務の項中「別表第1 70の項」を「別表70の項」に改め、同表法別表第1 81の項に規定する事務の項中「別表第1 81の項」を「別表81の項」に改め、同表法別表第1 85の項に規定する事務の項中「別表第1 85の項」を「別表85の項」に改め、同表法別表第1 95の項に規定する事務の項中「別表第1 95の項」を「別表95の項」に改め、同表法別表第1 100の項に規定する事務の項中「別表第1 100の項」を「別表100の項」に改め、同表法別表第1 105の項に規定する事務の項中「別表第1 105の項」を「別表105の項」に改め、同表法別表第1 117の項に規定する事務の項中「別表第1 117の項」を「別表117の項」に改め、同表法別表第1 126の項に規定する事務の項中「別表第1 126の項」を「別表126の項」に改め、同表法別表第1 127の項に規定する事務の項中「別表第1 127の項」を「別表127の項」に改め、同表法別表第1 128の項に規定する事務の項中「別表第1 128の項」を「別表128の項」に改め、同表法別表第1 131の項に規定する事務の項中「別表第1 131の項」を「別表131の項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中別表条例第3条第1項第1号キに規定する事務の項の改正規定 この規則の公布の日

(2) 第1条の規定（別表条例第3条第1項第1号キに規定する事務の項の改正規定を除く。） デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第56条の規定の施行の日

(3) 第2条、次項及び附則第3項の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日

（調整規定）

2 前項第3号に掲げる規定の施行の日が同項第2号に掲げる規定の施行の前日である場合には、第1条のうち次の表の左欄に掲げる京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

別表法別表第1 7の項に規定する事務の項	別表第1 7の項	別表7の項
	別表第1 8の項	別表8の項
別表法別表第1 8の項に規定する事務の項	別表第1 8の項	別表8の項
	別表第1 9の項	別表9の項
別表法別表第1 9の項に規定する事務の項	別表第1 9の項	別表9の項
	別表第1 10の項	別表10の項
別表法別表第1 10の項に規定する事務の項	別表第1 10の項	別表10の項
	別表第1 14の項	別表14の項
別表法別表第1 12の項、14の項、34の項及び76の項並びに条例第3条第1項第1号ア及びカに規定する事務の項	別表第1 12の項	別表12の項
	別表第1 21の項	別表21の項
別表法別表第1 15の項及び	別表第1 15の項	別表15の項

条例第3条第1項第1号イに規定する事務の項	別表第1 23の項	別表23の項
別表法別表第1 16の項に規定する事務の項	別表第1 16の項	別表16の項
	別表第1 24の項	別表24の項
別表法別表第1 19の項、35の項及び61の2の項並びに条例第3条第1項第1号ウに規定する事務の項	別表第1 19の項	別表19の項
	別表第1 27の項	別表27の項
別表法別表第1 30の項に規定する事務の項	別表第1 30の項	別表30の項
	別表第1 44の項	別表44の項
別表法別表第1 31の項に規定する事務の項	別表第1 31の項	別表31の項
	別表第1 46の項	別表46の項
別表法別表第1 37の項に規定する事務の項	別表第1 37の項	別表37の項
	別表第1 56の項	別表56の項
別表法別表第1 41の項に規定する事務の項	別表第1 41の項	別表41の項
	別表第1 61の項	別表61の項
別表法別表第1 43の項に規定する事務の項	別表第1 43の項	別表43の項
	別表第1 63の項	別表63の項
別表法別表第1 44の項及び45の項に規定する事務の項	別表第1 44の項	別表44の項
	別表第1 64の項	別表64の項
別表法別表第1 46の項に規定する事務の項	別表第1 46の項	別表46の項
	別表第1 66の項	別表66の項
別表法別表第1 47の項に規定する事務の項	別表第1 47の項	別表47の項
	別表第1 67の項	別表67の項
別表法別表第1 49の項に規定する事務の項	別表第1 49の項	別表49の項
	別表第1 70の項	別表70の項
別表法別表第1 56の項に規定する事務の項	別表第1 56の項	別表56の項
	別表第1 81の項	別表81の項

別表法別表第1 59の項に規定する事務の項	別表第1 59の項	別表59の項
	別表第1 85の項	別表85の項
別表法別表第1 63の項に規定する事務の項	別表第1 63の項	別表63の項
	別表第1 95の項	別表95の項
別表法別表第1 68の項に規定する事務の項	別表第1 68の項	別表68の項
	別表第1 100の項	別表100の項
別表法別表第1 70の項に規定する事務の項	別表第1 70の項	別表70の項
	別表第1 105の項	別表105の項
別表法別表第1 84の項に規定する事務の項	別表第1 84の項	別表84の項
	別表第1 117の項	別表117の項
別表法別表第1 93の2の項に規定する事務の項	別表第1 93の2の項	別表93の2の項
	別表第1 126の項	別表126の項
別表法別表第1 94の項に規定する事務の項	別表第1 94の項	別表94の項
	別表第1 127の項	別表127の項
別表法別表第1 95の項に規定する事務の項	別表第1 95の項	別表95の項
	別表第1 128の項	別表128の項
別表法別表第1 98の項に規定する事務の項	別表第1 98の項	別表98の項
	別表第1 131の項	別表131の項

3 前項の場合において、第2条のうち次の表の左欄に掲げる京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

別表法別表第1 8の項に規定する事務の項	別表第1 8の項	別表第1 7の項
	別表8の項	別表7の項
別表法別表第1 9の項に規定する事務の項	別表第1 9の項	別表第1 8の項
	別表9の項	別表8の項
別表法別表第1 10の項に規定する事務の項	別表第1 10の項	別表第1 9の項
	別表10の項	別表9の項

別表法別表第1 14の項に規定する事務の項	別表第1 14の項	別表第1 10の項
	別表14の項	別表10の項
別表法別表第1 21の項、22の項、51の項及び111の項並びに条例第3条第1項第1号ア及びカに規定する事務の項	別表第1 21の項	別表第1 12の項
	22の項、51の項及び111の項	14の項、34の項及び76の項
	別表21の項	別表12の項
別表法別表第1 23の項及び条例第3条第1項第1号イに規定する事務の項	別表第1 23の項	別表第1 15の項
	別表23の項	別表15の項
別表法別表第1 24の項に規定する事務の項	別表第1 24の項	別表第1 16の項
	別表24の項	別表16の項
別表法別表第1 27の項、52の項及び93の項並びに条例第3条第1項第1号ウに規定する事務の項	別表第1 27の項	別表第1 19の項
	52の項及び93の項	35の項及び61の2の項
	別表27の項	別表19の項
別表法別表第1 44の項に規定する事務の項	別表第1 44の項	別表第1 30の項
	別表44の項	別表30の項
別表法別表第1 46の項に規定する事務の項	別表第1 46の項	別表第1 31の項
	別表46の項	別表31の項
別表法別表第1 56の項に規定する事務の項	別表第1 56の項	別表第1 37の項
	別表56の項	別表37の項
別表法別表第1 61の項に規定する事務の項	別表第1 61の項	別表第1 41の項
	別表61の項	別表41の項
別表法別表第1 63の項に規定する事務の項	別表第1 63の項	別表第1 43の項
	別表63の項	別表43の項
別表法別表第1 64の項及び65の項に規定する事務の項	別表第1 64の項	別表第1 44の項
	65の項	45の項
	別表64の項	別表44の項

別表法別表第1 66の項に規定する事務の項	別表第1 66の項	別表第1 46の項
	別表66の項	別表46の項
別表法別表第1 67の項に規定する事務の項	別表第1 67の項	別表第1 47の項
	別表67の項	別表47の項
別表法別表第1 70の項に規定する事務の項	別表第1 70の項	別表第1 49の項
	別表70の項	別表49の項
別表法別表第1 81の項に規定する事務の項	別表第1 81の項	別表第1 56の項
	別表81の項	別表56の項
別表法別表第1 85の項に規定する事務の項	別表第1 85の項	別表第1 59の項
	別表85の項	別表59の項
別表法別表第1 95の項に規定する事務の項	別表第1 95の項	別表第1 63の項
	別表95の項	別表63の項
別表法別表第1 100の項に規定する事務の項	別表第1 100の項	別表第1 68の項
	別表100の項	別表68の項
別表法別表第1 105の項に規定する事務の項	別表第1 105の項	別表第1 70の項
	別表105の項	別表70の項
別表法別表第1 117の項に規定する事務の項	別表第1 117の項	別表第1 84の項
	別表117の項	別表84の項
別表法別表第1 126の項に規定する事務の項	別表第1 126の項	別表第1 93の2の項
	別表126の項	別表93の2の項
別表法別表第1 127の項に規定する事務の項	別表第1 127の項	別表第1 94の項
	別表127の項	別表94の項
別表法別表第1 128の項に規定する事務の項	別表第1 128の項	別表第1 95の項
	別表128の項	別表95の項
別表法別表第1 131の項に規定する事務の項	別表第1 131の項	別表第1 98の項
	別表131の項	別表98の項

(文化市民局地域自治推進室)